

占冠消防団新体制について

令和7年4月1日付で占冠消防団が新体制となりました。消防団幹部の昇任人事のほか、新入団員として1人の入団がありましたので、ご紹介いたします。

昇任人事

副団長 松下 伸義（第1分団長）

第1分団長 満永 大樹（第1分団部長）
第1分団部長 小尾 雅彦（第1分団班長）
第1分団班長 藤岡 将弘（第1分団員）

第2分団副分団長 長谷川 勘太郎（第2分団部長）
第2分団部長 安居 明美（第2分団班長）
第2分団班長 清水 陽介（第2分団員）

※（ ）内は前階級です。

救急出場状況 （3月分）

交通事故 3件（1人）
労働災害 1件（1人）
一般負傷 12件（10人）
急病 11件（10人）
医師搬送 1件（0人）

3月計 28件（22人）
累計 100件（83人）
※（ ）内は傷病者搬送人員

新入団員のご紹介

トマムに移住してきて3年目の佐藤真梨子です。消防団の活動は初めてなので分からないことだらけですが、精一杯やっていきます。よろしくお願いします！



第2分団 佐藤 真梨子 団員

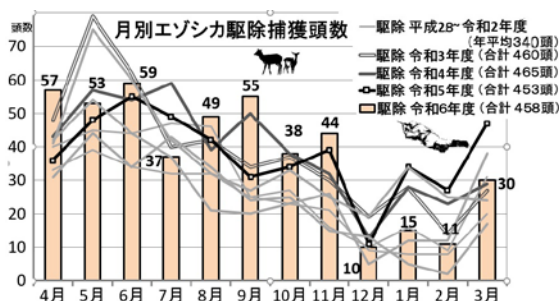
野生動物対策の状況

農林課林業振興室
野生鳥獣専門員
56 - 2174

エゾシカ

春は最もシカが痩せる季節ですが、今春は例年より肉付きが良い印象です。昨秋のドングリ豊作の影響でしょうか。4月20日に44kgもある0歳子が捕獲されました。この時期、普通は20～35kgです。

令和6年度の駆除によるシカ捕獲数は458頭、猟区の狩猟は48頭で、ここ数年来の頭数水準を維持できました。今後はもう少し捕獲数を増やしつつ、地域内流通を含む資源利用の充実、処理工程の改善をめざしてまいります。



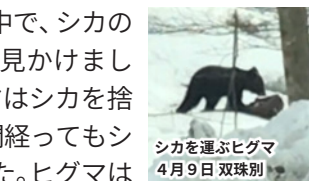
左の角が脱落した雄シカ
4月9日、双珠別

ヒグマ

4月初旬に双珠別の山中で、シカの死骸を運ぶ若いヒグマを見かけました。こちらに気付いたクマはシカを捨てて逃げましたが、2週間経ってもシカは置き去りのままでした。ヒグマは一度確保したエサには強く執着するといわれますが、これは「その恐れがあるから用心せよ」であり、必ずという訳ではないようです。これからヒグマの活動が本格化します。遭遇予防に努めていただくほか、些細なことでも構いませんので何かあればご連絡ください。

◆その他

新規採用職員の紹介ページにもありますが、4月に小田中温野生鳥獣調査員が着任しました。二人で協力し、野生鳥獣に係る村の業務をより充実させていきたいと思っています。



シカを運ぶヒグマ
4月9日、双珠別



力を合わせて
頑張ります！



地域とともに

コミュニティ・スクール情報
～トマム学校～

教育委員会学校教育担当 56 - 2182

本に親しむ活動『読み聞かせ』

雪も解け、新たな年度が始まり1カ月が経ちましたが、トマム学校では昨年度に引き続き、地域の皆さまに協力いただきながら学習を進めているところです。

さて、本を読む機会が少なくなっている状況が学校評価等から分かってきています。そのような状況から、トマム学校では少しでも本を身近に感じてもらえるような活動を進めています。昨年度はその一つとして、読み聞かせを通して本に親しんでもらう活動を行ってきました。そして、さまざまな方にご協力をいただきました。

昨年の7月23日には、学校支援ボランティアの長谷川さんに本を読んでもらった、笑いの起きる楽しい時間となりました。2月13日にはトマム保育所の佐藤教諭に來校いただき、トマム保育所園児とトマム学校の子もたちが一緒に読み聞かせ体験をしました。手遊びなどの活動も取り入れたほのぼのとしたものとなりました。他には、トマム学校職員5人が読み聞かせを行いました。さらには、子ども同士の読み聞かせも行いました。希望者を募ると5人の子もたちが手を挙げ、読み手として頑張りました。

このように地域の皆さまの力を借りながら、子どもたちの健やかな成長につなげるため教育活動を行っています。たくさんのお力添えに心から感謝申し上げます。今後とも、よろしくお願いいたします。



長谷川さんによる読み聞かせ



トマム保育所佐藤教諭
による読み聞かせ



学校職員による読み聞かせ



子ども同士による読み聞かせ



こちら駐在所です

占冠駐在所
56 - 2110

自転車の安全利用の促進 ～ ヘルメット あごひもカチッと 出発だ ～

1. 交通ルール・マナーを守る

令和6年11月1日から自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

▶ 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

- 違反者は、6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金
- 交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

▶ 酒気帯び運転およびほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

- 違反者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 自転車の提供者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金

※自転車は幅広い世代で利用される手軽な乗り物ですが、交通ルールやマナーを守らなければ大きな事故につながります。信号や一時停止、歩行者優先など交通ルールをしっかりと守り、交通事故防止に努めましょう。

2. ヘルメット着用促進

頭部の損傷は致命傷となり、重度の後遺症が残る場合があります。事故の衝撃から頭部を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう！



3. 自転車動画の紹介

北海道警察では、札幌ミュージック&ダンス・放送専門学校の皆さんと制作したヘルメット着用を呼びかける動画を公式チャンネルで公開しています。



4. 自転車運転者講習制度

自転車の講習に関し一定の違反行為（信号無視等）を3年以内に2回以上行った場合、公安委員会から講習の受講を命じられます。